

政府による沖縄県への強権と無法に抗議する意見書（案）

沖縄の米軍基地問題が新たな重大局面となっています。参議院選挙直後から安倍政権は、沖縄に対する強権、かつ無法な行動を続けています。

沖縄県東村・高江のヘリコプター（実態はオスプレイ）着陸帯建設の強行と、抗議する県民への不当な弾圧を続けています。普天間基地移設問題では、沖縄県との話し合いを拒否し一方的な提訴に踏み切りました。さらに法律を無視し、辺野古新基地建設工事の再開や、米軍伊江島補助飛行場内の着陸帯建設工事の強行など、文字通りの強権、無法が横行しており、決して許すことはできません。

日本の米軍基地面積の75%が沖縄県に置かれ、騒音や事故、犯罪に苦しめられてきました。翁長沖縄県知事は、9月16日に福岡高裁・那覇支部が出した不当判決に対し、強く抗議し、最高裁に上告し、高裁判決の破棄を求める考えを表明しました。

沖縄県議会は9月27日の本会議で、米軍嘉手納基地を離陸したアメリカ海兵隊のAV8Bハリアー攻撃機が沖縄本島の東の海上に墜落した事故に対し、抗議する決議と意見書を全会一致で可決しました。決議では、事故原因の究明とともに、沖縄県外からのアメリカ軍機の飛来制限、訓練空域や水域の返還促進などを求めています。

よって、政府においては、沖縄県民の総意に基づき地方自治を尊重することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年 月 日

茨城県議会議長 小川一成

（提出先）

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

内閣府特命担当大臣

衆議院議長

参議院議長